



2008年4月6日

いま起きつつあること…

高橋哲哉さんの
平和講演会から



その
4

引きつづき、高橋哲哉先生のお話の要旨を紹介いたします（あと2回つづく予定です）。

どうしたら戦争を防げるか

高橋先生は、戦争は国・為政者が、兵士を含んだ国民を犠牲にして行なうものであり、為政者は決して自分たちを犠牲にすることは考えていない。それが「戦争の本質」であることを明らかにされました。そして、どのようにしたら戦争を防ぐことができるのか、

そのことに真剣に取り組んだデンマークの陸軍大将であったフリッツ・ホルムのことを紹介されました。

彼は「戦争絶滅受合法案」なるものを起草しました。この法案は、国家元首など国の指導者たちは、自分たちの身を安全なところに置いて前線には赴かないものであり、そのような者たちが戦争を起こすのだというところを見事に暴露しています。

以下に、「戦争絶滅受合法案」の一部を紹介します（1929年の1月発行の『我等』に掲載された長谷川如是閑の巻頭言より引用）。

戦争絶滅受合法案

「戦争行為の開始後又は宣戦布告の効力の生じた後、十時間以内に次の処置をとるべきこと。即ち下の各項に該当する者を最下級の兵卒として召集し、出来るだけ早くこれ

を最前線に送り、敵の砲火の下に実戦に従わしむべし。
一、国家の元首。但し君主たる大統領たることを問わず、尤も男子たること。

二、国家元首の男性の親族にして十六歳に達せる者。
三、総理大臣、および各国务大臣、並びに次官。

四、国民によって選出される立法部の男性代議士。ただし戦争に反対の投票を為したる者は之を除く。

五、キリスト教又は他の寺院の僧正、管長、その他の高僧にして公然戦争に反対せざりし者。

上記の有資格者は、戦争継続中、兵卒として召集されるべきものにして、本人の年齢、健康状態等を斟酌すべからず。但し健康状態に就いては召集後軍医官の検査を受けしむべし。以上に加えて、上記の有資格者の妻、娘、姉妹等は、戦争継続中、看護婦又は使役婦として召集し、最も砲

問われる キリスト者の責任

高橋先生は、これにさらに付け加え、六として「軍需産業の経営者」（戦争で利益を得る者の代表）を挙げられました。「戦争の本質」を鋭く突いているこのような法案をもし成立させることができれば、地上から戦争を絶滅させることができるのではないのでしょうか。

この法案の五の項目から、私たちは、かつて戦争に反対しなかったキリスト者の責任を自覚し、その悔い改めのために努力をしていかなければならいと迫られました。「平和を実現する人々は、幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイによる福音書5章9節）